

下総第2482号
平成29年2月24日

下関市監査委員 河原明彦様
同 川原徳也様
同 木本暢一様
同 浦岡昌博様

下関市長 中尾友昭

指定管理者監査及び財政援助団体監査並びに随時監査の結果に
関する報告に係る措置報告について

平成28年12月12日付け監査報告第20号により提出のありました指定
管理者監査及び財政援助団体監査並びに随時監査の結果に関する報告書におい
て、改善等を要する事項として指摘のありました事項について、別添のとおり
改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199
条第12項の規定に基づき報告します。

指定管理者監査及び財政援助団体監査並びに随時監査の結果に基づき講じた改善措置

一般社団法人下関市歯科医師会 [保健部保健医療課]
しものせき海峡まつり実行委員会 [観光交流部観光政策課]
下関市菊川町ふるさとづくり推進協議会 [菊川総合支所地域政策課]

一般社団法人下関市歯科医師会 [保健部保健医療課]について

【補助金名：下関市休日歯科診療事業運営費補助金】

- ① 対象団体から実績報告書の添付書類として提出された休日歯科診療事業運営に係る歳入歳出決算書と対象団体の定款に基づき作成された決算書類の科目や数値が異なっていた。これは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行により、対象団体が適用している会計基準が変更されているにもかかわらず、実績報告書に添付された歳入歳出決算書が、変更前の科目により作成されていたことによるものである。実績報告書の審査にあたっては、関係法令や対象団体の定款等に基づき適正に作成された書類の提出を求め、補助事業が適正に実施されたかを厳正に審査されたい。

【指摘事項】①

対象団体から、定款等に基づき適正に作成された書類の提出を求めるとともに、これまで実績報告書の添付書類として提出されていた「休日歯科診療事業運営に係る歳入歳出決算書（任意様式）」を、補助金交付要綱の改正により市の様式として定め、様式中の科目も対象団体の決算書類の科目と統一します。

しものせき海峡まつり実行委員会 [観光交流部観光政策課]について

【補助金名：下関市観光振興対策事業補助金（しものせき海峡まつり補助金）】

- ① 対象団体の設置目的や運営等の基本となる規約が未整備であった。また、経理規程が整備されていないため、収入及び支出の取扱い等に根拠がなかった。補助金交付団体としての適格性を担保し、補助金の使途に係る出納事務を明確にするためにも対象団体の規約等の整備を指導されるなど適正な事務処理を行われたい。

【指摘事項】①

下関まつり合同会議の事務局である観光政策課におきまして、規約（案）を作成し、しものせき海峡まつりの各実施団体と協議を実施しました。

今後は、例年4月に開催予定の総会で規約（案）の承認後施行し、適正な事務処理に努めます。

下関市菊川町ふるさとづくり推進協議会[菊川総合支所地域政策課]について

【補助金名：下関市菊川町区域ふるさとづくり推進事業補助金】

- ① 預金通帳は金庫で保管されていたが、当該金庫の鍵は許可なく事務局の職員はだれでも使え、金庫を開錠することができ、銀行印を保管していた担当者は許可なく預金通帳から現金を引き出すことができる状態であった。銀行印及び預金通帳等の適正な管理体制を整備するよう指導されたい。

【指摘事項】①

預金通帳は事務局職員が施錠した金庫で管理し、銀行印は事務局長が施錠したキャビネットで管理することといたしました。なお、出入金を行うときには、事務局職員が収入票、支出票、及び出金伝票をもって事務局長へ申し出ることとし、事務局長がその内容を確認して出金伝票に通帳印を押印するよう管理体制を改めております。